

平成27年9月3日

第417回白石市議会定例会議案

目 次

第69号議案	教育委員会委員の任命について	・・・	1
第70号議案	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	・・・	2
第71号議案	平成26年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	・・・	3
第72号議案	平成26年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市下水道事業会計決算の認定について	・・・	4
第73号議案	組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例	・・・	5
第74号議案	白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例	・・・	9
第75号議案	白石市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する	・・・	15
第76号議案	白石市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	・・・	17
第77号議案	白石市有害鳥獣解体場条例	・・・	19
第78号議案	あっせんの申立てについて	・・・	23
第79号議案	白石市手数料条例の一部を改正する条例	・・・	24

第 6 9 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 佐 藤 敏 義
生年月日

平成 2 7 年 9 月 3 日

白石市長 風 間 康 静

第70号議案

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 白石市
氏 名 佐 藤 松 代
生年月日

平成27年9月3日

白石市長 風 間 康 静

第 7 1 号議案

平成 2 6 年度白石市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日

白石市長 風 間 康 静

第 7 2 号議案

平成 2 6 年度白石市水道事業会計利益の処分及び決算の認定並びに白石市
下水道事業会計決算の認定について

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日

白石市長 風 間 康 静

第 7 3 号議案

組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日

白石市長 風 間 康 静

組織再編に伴う関係条例の整備に関する条例

(白石市部設置条例の一部改正)

第1条 白石市部設置条例（平成4年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(部の設置)

第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。

総務部

保健福祉部

市民経済部

建設産業部

(分掌事務)

第3条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 秘書及び行賞に関する事項
- (2) 広報及び広聴に関する事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 人事及び給与に関する事項
- (5) 文書に関する事項
- (6) 防災に関する事項
- (7) 地方創生に関する事項
- (8) 情報化の推進に関する事項
- (9) 総合的企画及び調整に関する事項
- (10) 地域振興に関する事項
- (11) 予算及び財務に関する事項
- (12) 公有財産に関する事項
- (13) 税等に関する事項
- (14) 他部の主管に属さない事項

保健福祉部

- (1) 福祉に関する事項

- (2) 保健衛生に関する事項
- (3) 国民健康保険に関する事項
- (4) 後期高齢者医療保険に関する事項
- (5) 国民年金に関する事項
- (6) 介護保険に関する事項
- (7) その他保健福祉に関する事項

市民経済部

- (1) 商業及び工業に関する事項
- (2) 観光に関する事項
- (3) 企業誘致に関する事項
- (4) 定住促進に関する事項
- (5) 環境衛生に関する事項
- (6) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (7) その他市民経済に関する事項

建設産業部

- (1) 道路及び河川に関する事項
- (2) 住宅、建築及び営繕に関する事項
- (3) 都市計画に関する事項
- (4) 農業、林業及び畜産に関する事項
- (5) その他建設産業に関する事項

(白石市水防協議会条例の一部改正)

第2条 白石市水防協議会条例（昭和55年白石市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「民生部生活環境課」を「総務部危機対策室」に改める。

(白石市環境基本条例の一部改正)

第3条 白石市環境基本条例（平成7年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条中「民生部」を「市民経済部」に改める。

(白石市健康づくり推進協議会条例の一部改正)

第4条 白石市健康づくり推進協議会条例（昭和53年白石市条例第16号

)の一部を次のように改正する。

第9条中「民生部」を「保健福祉部」に改める。

(白石市男女共同参画社会推進条例の一部改正)

第5条 白石市男女共同参画社会推進条例(平成14年白石市条例第21号)
の一部を次のように改正する。

第20条中「民生部子ども家庭課」を「保健福祉部福祉課」に改める。

(白石市農村地域工業導入促進審議会条例の一部改正)

第6条 白石市農村地域工業導入促進審議会条例(昭和49年白石市条例第
26号)の一部を次のように改正する。

第7条中「産業部商工観光課」を「市民経済部企業立地定住促進課」に
改める。

(白石市都市計画審議会条例の一部改正)

第7条 白石市都市計画審議会条例(昭和45年白石市条例第7号)の一部
を次のように改正する。

第7条中「建設部」を「建設産業部」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第 7 4 号議案

白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日

白石市長 風 間 康 静

白石市個人情報保護条例の一部を改正する条例

白石市個人情報保護条例（平成16年白石市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人情報の開示」を「個人情報（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）の開示」に改める。

第2条第5号中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第2号から同条第4号までを3号ずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の3号を加える。

(2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

(4) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。

第3条第1項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第7条中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。）」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報保護評価）

第9条の2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に規定する場合には、同項の規定により、審査会の意見を聴くものとする。

第10条の見出しを「（特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限）」に改め、同条第1項中「個人情報を利用」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を利用」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第10条の2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人

情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報を当該実施機関の内部において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると認めるときは、特定個人情報を取り扱う事務における特定個人情報の利用目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 前項の規定は、特定個人情報の利用を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、特定個人情報の利用目的以外の目的のための実施機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

（特定個人情報の提供の制限）

第10条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第12条中「個人情報を」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を」に改める。

第13条中「、個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条（第3号を除く。）において同じ。）」を加える。

第16条第1項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この節（次項及び第3項を除く。）及び次節（第27条第3項を除く。）において同じ。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

。

2 次の各号に掲げる者（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって当該各号に定める区分に応じ、開示請求をすることができる。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人 自己に係る個人情報（特定個人情報を除く。）

(2) 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人 自己に係る特定個人情報

第16条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該死者の個人情報に個人番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、この限りでない。

第17条第2項中「法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

第18条第2号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「法定代理人等」に改める。

第22条第1項中「15日以内」の次に「（特定個人情報に係る開示請求にあっては、30日以内）」を加える。

第27条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「法定代理人等」に、「当該未成年者又は成年被後見人」を「本人」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該死者の個人情報に個人番号が含まれる場合にあっては、この限りでない。

第31条の見出し中「提供先」を「提供先等」に改め、同条中「当該訂正に係る個人情報を提供したもの」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 個人情報（情報提供等記録を除く。） 当該個人情報の提供先

(2) 情報提供等記録 総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）

第32条第1項中「個人情報が」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が」に改め、同条第4項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含み、情報提供等記録を除く。次条から第35条までにおいて同じ。）」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該死者の個人情報に個人番号が含まれる場合にあっては、こ

の限りでない。

第32条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「法定代理人等」に、「当該未成年者又は成年被後見人」を「本人」に、「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 何人も、自己を本人とする特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第10条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第10条の3の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

第39条第2項中「個人情報が」を「個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が」に改め、同条第4項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。次条において同じ。）」を加える。

第49条中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。第52条において同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す

る。

(1) 第9条の次に1条を加える改正規定 公布の日

(2) 第10条の次に2条を加える改正規定（第10条の3に係る部分に限る。） 番号法の施行の日（平成27年10月5日）

(3) 第31条に各号を加える改正規定（同条第2号に係る部分に限る。）
番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第 7 5 号議案

白石市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日

白石市長 風 間 康 静

白石市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

白石市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年白石市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適切な取扱いを確保するため、番号法第27条第1項に規定する評価書に関し、市長からの諮問に応じて調査審議する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 7 6 号議案

白石市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日

白石市長 風 間 康 静

白石市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

白石市職員の再任用に関する条例（平成13年白石市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

第 7 7 号議案

白石市有害鳥獣解体場条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日

白石市長 風 間 康 静

白石市有害鳥獣解体場条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市有害鳥獣解体場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 農作物への被害軽減のために捕獲した野生鳥獣（以下「有害鳥獣」という。）の解体処理作業の迅速化及び軽減化を図るため、白石市有害鳥獣解体場（以下「解体場」という。）を設置する。

2 解体場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白石市有害鳥獣解体場	白石市福岡八宮字弥治郎東40番地63

(利用時間)

第3条 解体場の利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第4条 解体場の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に認めるときは、これを変更することができる。

(有害鳥獣の取扱範囲)

第5条 解体場を利用して解体できる有害鳥獣は、市内で捕獲されたものに限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(利用者の範囲)

第6条 解体場を利用することができる者は、当該年度において白石市鳥獣被害対策実施隊員に任命された者とする。

(利用許可等)

第7条 解体場を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、解体場の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、解体場の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められると

きは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備、器具等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他解体場設置の目的に反するとき。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 利用目的以外に利用しないこと。
- (3) その他市長が指示した事項

(利用の停止等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、解体場の利用を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 白石市鳥獣被害対策実施隊員の資格を失ったとき。
- (2) 利用に必要な指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上又は管理上不適當と認めたとき。

2 市は、前項に規定する措置により利用者に損失が生じた場合であっても、その損失を補償しないものとする。

(原状回復の義務等)

第10条 利用者は、解体場の利用を終えたとき、又は利用を停止され、若しくは禁止されたときは、直ちに施設の清掃を行い、原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市が代わってこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収するものとする。

(使用料)

第11条 解体場の使用料は、無料とする。

(損害の賠償)

第12条 利用者が故意又は過失により、施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、特別な事情があると認めたときは、その

損害に対する賠償の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、解体場の管理運営上必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に解体場の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施設の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第7条、第8条及び第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第10条中「市」とあるのは「指定管理者」と、第11条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第12条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者を經由して市長」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第15条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に解体場の管理を行わなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第78号議案

あっせんの申立てについて

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害対策に要した費用に係る損害賠償の請求について、下記のとおりあっせんの申立てを行いたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 申 立 先 原子力損害賠償紛争解決センター
- 2 申立ての相手方 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力株式会社
- 3 申立ての趣旨 相手方が、市に対し、金210,627,391円及びこれに対する損害発生の日から支払い済みに至るまでの年5%の割合による遅延損害金並びに市が既に受領した損害賠償請求に対する損害発生の日から支払い済みに至るまでの年5%の割合による遅延損害金（申立ての日までに相手方がこれらの額の一部について支払いに合意した場合においては、当該合意した額を除く。）を支払うことについて、和解の仲介を求めるものである。
- 4 和解申立ての方針 和解が不成立又は一部不合意の場合、再度の和解仲介の申立てをすることかできる。

平成27年9月3日

白石市長 風 間 康 静

第 7 9 号議案

白石市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 3 日

白石市長 風 間 康 静

白石市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 白石市手数料条例（平成12年白石市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中32の項を33の項とし、15の項から31の項までを1項ずつ繰り下げ、14の3の項の次に次の1項を加える。

15	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づく通知カードの再交付	1枚につき 500円 （通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）
----	--	---

第2条 白石市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表14の3の項を削り、同表15の項の次に次の1項を加える。

15の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定に基づく個人番号カードの再交付	1枚につき 800円 （個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして市長が認める場合を除く。）
------	--	---

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。ただし、第1条の規定は、番号法の施行の日（平成27年10月5日）から施行する。